

平成 24 年 11 月 26 日

業 者 各 位

村上市役所財政課契約検査室

村上市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和措置について

村上市建設工事請負基準約款第 11 条第 3 項に基づく現場代理人の常駐義務を緩和する措置として、一定の条件を満たす場合に限り現場代理人の兼任を認めることとします。

1 対象工事

兼任を希望する工事がすべて村上市発注の工事であり、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する場合、3 件まで兼任することができます。

ただし、一人の現場代理人に対し同時期に認めるのは（１）又は（２）のいずれか一方とします。

（１）請負金額による場合

兼任する工事の当初請負金額の合計が 2,500 万円未満であり、兼任をしてもその影響が少ないと認められる工事であること。

（２）工事場所による場合

兼任する工事の工事現場が同一又は概ね同一の現場として管理が可能な程度隣接・近接している場合で、兼任をしてもその影響が少ないと認められる工事であること。なお、この場合契約金額の上限は設けません。

2 適用開始日

平成 24 年 12 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

3 兼任の手続き

現場代理人の兼任を希望する場合は、「現場代理人兼任届」を現場代理人・技術者選任通知書提出時に、受注済み工事の契約書（写）を添付し提出してください。

4 兼任中の注意事項

（１）兼任している現場代理人が他の工事現場に滞在している間、不在となる工事現場においては、連絡体制の整備を確実にを行うなど各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期すこととしてください。

（２）提出された「現場代理人兼任届」の記載内容に虚偽があった場合や、取扱いを超えた兼任が発覚した場合は、兼任を取消すとともに指名停止等の措置を行う場合があります。

5 その他

(1) 兼任の可否についての確認

対象工事の条件を満たしている場合であっても、工事現場の施工管理上兼任を認めない場合もありますので、事前に各々の現場監督員に確認のうえ手続きを行ってください。

(2) 適用開始日前に公告又は指名通知を行った工事との兼任

適用開始日前に公告又は指名通知を行った工事との兼任も認めることとします。ただし、適用開始日前に公告又は指名通知を行った工事同士の兼任はできないものとします。

(3) 増額の変更契約に伴う取扱い

対象工事のうち請負金額により兼任を認めている場合で、増額の変更契約により、請負金額の合計が 2,500 万円以上になった場合でも、そのことを理由とした兼任の取消しは行いません。

ただし、兼任をしている工事のうち、現場代理人と配置技術者が同一人の場合において、1つの工事の請負金額が、2,500 万円以上となった場合においてはこの限りではありません。

現場代理人兼任届

平成 年 月 日

村上市長 様

(受注者) 住所又は所在地
商号又は名称
及び代表者名

印

下記のとおり現場代理人が他の工事を兼任しますので届け出ます。

記

現場代理人

氏名		連絡先
生年月日		

兼任する工事（兼任区分：請負金額による場合・工事場所による場合）

工事1（既契約工事・今回契約工事）

工事名	
工事場所	
当初契約金額	
工事期間	
担当課・監督員	

工事2（既契約工事・今回契約工事）

工事名	
工事場所	
当初契約金額	
工事期間	
担当課・監督員	

工事3（既契約工事・今回契約工事）

工事名	
工事場所	
当初契約金額	
工事期間	
担当課・監督員	

現場代理人兼任届 (記載例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

村上市長 様

(受注者) 住所又は所在地 村上市〇〇町〇番〇号
商号又は名称 株式会社 〇〇建設
及び代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

下記のとおり現場代理人が他の工事を兼任しますので、届け出ます。

記

現場代理人

氏名	〇〇 〇〇	連絡先
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	090-1234-5678

兼任する工事 (兼任区分: 請負金額による場合 工事場所による場合)

工事1 (既契約工事・今回契約工事)

工事名	市道△△線道路改良工事
工事場所	村上市△△地内
当初契約金額	10,000,000円
工事期間	平成△△年△△月△△日～平成△△年△△月△△日
担当課・監督員	△△課 △△ △△

工事2 (既契約工事・今回契約工事)

工事名	市道□□線排水路改良工事
工事場所	村上市□□地内
当初契約金額	5,000,000円
工事期間	平成□□年□□月□□日～平成□□年□□月□□日
担当課・監督員	□□課 □□ □□

工事3 (既契約工事・今回契約工事)

工事名	
工事場所	
当初契約金額	
工事期間	
担当課・監督員	